

令和2年5月27日

保護者各位

小金井市子ども家庭部
児童青少年課長 鈴木 剛
(公印省略)

求職活動を理由とした入所期間の延長について

日頃より本市学童保育所の運営にご理解をいただきありがとうございます。

令和2年度の学童保育所の入所承認に当たり、求職活動を理由として申請された方は当該年度3か月を限度として承認しております。

今般の緊急事態宣言に伴う外出自粛及び社会経済活動の停滞に伴う雇用環境の悪化により、仕事を見つけづらくなった方、予定していた仕事に就くことが出来なくなった方、また、求職活動自体が出来なかった方が発生していると想定されます。

本市としましてはこうした状況を踏まえ、従前3か月を限度とした承認期間を最大6か月まで延長する対応を行うこととなりました。

求職活動を引き続き行う方におかれましては、下記事項をご確認いただき、ご対応くださいますようお願いいたします。

記

1 就労証明書の提出期限

【変更前】 6月19日（金）までに学童保育所へ提出

【変更後】 9月23日（水）までに学童保育所へ提出

2 提出をされた方の継続承認について

就労による入所要件に該当することを確認できた場合は、引き続き学童保育所を利用することができます。

※この場合の承認通知等の再送付は致しません。

3 その他

(1) 6月末日で退所する場合

学童保育所を退所する場合は、「退所届」の提出をお願いします。

(2) 離職した場合

今年度中に離職した場合は、求職活動をされる期間として年度内までの期間で最大6か月間入所承認は継続されます。

離職等をされた場合は、「異動届」の提出が必要です。

4 問合せ先

小金井市子ども家庭部

児童青少年課学童保育係

電話042-387-9847